## ■四日市都市計画地区計画の変更(四日市市決定)

都市計画小林地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	小林地区地区	のよりに変更り <del></del> 計画				
位置 四日市市小林町							
	面積	約21. 8ha					
区域の整備・開発及び保全に関	地区計画の目標	本地区は、四日市都心部から約7kmの南西部に位置し、台地(水沢扇状地)の上に広がる、自然環境に恵まれた郊外住宅地である。 本区域は、隣接する高花平団地と一体となって、県道沿いに既存集落を形成しているが、近年、県道背後地においても、個別の建築行為により、市街化が進行しつつある。このため地区計画を定めることにより、ミニ開発やバラ建ちによる居住環境の悪化を防止して、公共施設の計画的担保を図りつつ、個々の開発・建築を計画的に誘導すると同時に、区画道路、公園等の身近な基盤施設の整備を行って、計画的な市街地形成を図ろうとするものである。 もって、郊外住宅地としてふさわしく、周辺の恵まれた自然環境と調和のとれた、緑豊かなまちづくりを進めることを目標とする。					
	土地利用の 方針	良好な居住環境としての土地利用を促進するため、個々の開発・建築を良好な住宅地形成に向けて、計画的誘導を図る。 また、本区域内に区画道路網を配置し、その計画的担保を図って、それらと適合した土地利用を誘導し、整然とした居住環境の形成を図る。					
	地区施設の 整備方針	道路については、骨格となる県道宮妻峡線を幹線道路とし、これと一体的な道路網を適正に配置する。その中で基幹的な区画道路については、道路事業として市街化の状況を勘案しながら、順次整備する。 また、公園については、区域内に1ヶ所地区施設として配置するとともに、さらにその他の箇所においても、市街化の状況を勘案して、その確保に努める。					
する方針	建築物等の 整備方針	<ol> <li>県道沿いでは、既存集落の住環境を守りつつ、道路沿道のサービス施設の立地も認めていく。 県道背後地では、住宅を中心とした新しい市街地形成を図り、住環境を守るために、一定規模以上のサービス施設などの立地を制限する。そのため、建築物の用途の制限を定める。</li> <li>河川・水路等の負荷を軽減するために、洪水調整機能を持つ空地を確保する。そのため、建築物等の形態・意匠を定める。</li> </ol>					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路及び公園	を以下のとおり定	どめる。位置及び	配置は計画図	図表示∅	のとおり。
		【道路】	種別	名称	幅員		延長
			道路	区画道路	6.0m 約85		約 850m
				区画道路	5. 0 r	n	約3,220m
		【公園】	種別	名称	;	I	面積
			公園	公園			
	建築物等の用途の制限	A地区	B地区	C地区	D地区		
		(約 19. 7ha)	(約 0.8ha) 上記地区におい 築物を建築して		(約 0.3ha) 上記地区においては、以下の建築物以外 の建築物を建築してはならない。		
			①ホテル、旅館 ②自動車教習 所 ③畜舎	建築基準法別 表第2 (に) 項に掲げる建 築物	①一戸建ての住宅 ②二戸以下の長屋 ③建築基準法施行令第 130 条の 3 の規定 による兼用住宅 ④一定区域の住民の集会等に利用する集 会所及びごみ集積所 ⑤建築基準法施行令第 130 条の 4 の規定 による公益上必要な建築物 ⑥前各号に付属するもの(建築基準法施 行令第 130 条の 5 に定めるものを除く)		
	建築物等の 形態又は意 匠の制限		空地は、遊水性又は透水性の機能を持たせる。				

